

浦安市街路灯設置及び管理に関する基準

平成31年1月18日 施行

令和4年3月31日 改定

(目的)

第1条 本基準は、市の道路管理者が街路灯の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって夜間交通の安全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路照明灯 夜間の道路交通の安全性向上等を目的に設置する照明灯をいう。
- (2) 道路街路灯 夜間の歩行空間の安全性向上等を目的に設置する照明灯をいう。
- (3) 防犯灯 通学路、住宅地域の生活道路等における犯罪の防止等を目的に設置する照明灯をいう。
- (4) 非常用街路灯 避難場所への誘導を行うための標識類として整備し、代替電源により点灯を行うことができる機能を有し設置する照明灯をいう。
- (5) 街路灯 市の道路管理者が管理する道路照明灯、道路街路灯、防犯灯、及び非常用街路灯をいう。ただし、別表第1に掲げる施設は除く
- (6) 街路灯等 街路灯及びその附属物をいう。

(維持管理)

第3条 道路管理者は、良好な視環境を確保するため街路灯等の点検、清掃、補修及び記録（以下「保守点検」という。）により、その機能の低下や損傷を把握するとともに、所要の機能を十分発揮できるよう適切な維持管理を行う。

2 市と前項の保守点検に係る契約を締結した事業者は、道路管理者と協議の

上、保守点検を行い、道路管理者はこれを確認する。

(賠償)

第4条 道路管理者は、街路灯等を故意又は過失により損傷させた者がいた場合、直ちに原型に復すか又はこれに要する費用を市に賠償させなければならない。

(費用)

第5条 街路灯等の維持管理に要する経費は、市が支出する。

(設置基準)

第6条 街路灯等を設置する場合は、関係法令によるもののほか、次に掲げる基準等に準じて設置するものとする。

- (1) 道路照明施設設置基準（平成19年9月制定・国土交通省）
 - (2) LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年3月制定、国土交通省）
 - (3) 「技術標準SES-E1901-4」（平成17年7月27日制定、公益社団法人日本防犯設備協会）
- 2 灯具は、原則LED（発光ダイオード）灯具とする。
 - 3 道路照明灯及び道路街路灯は、前項第1号及び第2号に準じて設置するものとする。
 - 4 防犯灯は、前項第3号に準じて設置するものとする。

(設置の形態)

第7条 街路灯等の設置は、他施設等への共架を原則とし、それが困難な場合は単独柱として設置するものとする。

- 2 他施設に共架する場合には、当該施設所有者の許可を得て設置するものとし、単独柱を設置する場合には、原則、公道の敷地内に設置するものとする。

(銘板の設置)

第8条 街路灯等を設置した場合は、管理者が市である旨を示す銘板を設置す

る。

- 2 前項の銘板は、街路灯番号及び浦安市街路灯である旨の表示を入れることとし、大きさや素材等については、道路管理者が管理を行う街路灯に適合するものとする。

(移設および撤去等)

第9条 既設の街路灯等の設置位置が隣接地の改修等により通行に支障をきたした場合は移設を基本とし、原則、撤去は行わない。この場合、費用は原因者負担とし、移設位置については、道路管理者と協議のうえ決定する。

- 2 前項に係る協議の際は、原則14日前までに別記第1号様式に別表第2に掲げる図書を添えて道路管理者に許可申請を行う。
- 3 道路管理者は、前項の許可申請を受けた際に、審査を行い、その諾否について申請者又はその代理人に、別記第2号様式により決定するものとする。
- 4 申請者は、前項の決定に基づく工事が完了した際に、別記第3号様式に別表第2に掲げる図書を添えて道路管理者に完了報告を行う。

(寄附受領)

第10条 道路管理者は、次の全ての要件を満たす街路灯等であって、従前の設置者又は管理者より申出があったものを寄附受領することができる。

- (1) 本基準の規定に基づき、市管理の道路を照らすために設置する街路灯等。
- (2) 寄附時に補修の必要がないと認められるもの。
- (3) 道路管理者が維持管理を適切かつ円滑に行うことができるよう、街路灯台帳
の加除に必要な電子データ及び完成図書の提出を行う。
- (4) 別表第3により、本基準に定める事項を満たしていることを明示したものの。

2 市長は、街路灯等の寄附受領の際、次の手続を行う。

- (1) 寄附対象の街路灯等に対する検査を実施する。
- (2) 前号の検査合格後、電気料金の支払名義を市に変更する。
- (3) 銘板の設置を行う。
- (4) 街路灯台帳の加除を行う。

(私道内の取り扱い)

第11条 私道内における街路灯の設置については、道路上の安全性向上及び交通の円滑化を図り、交通事故の防止に資することを目的として、以下の各号の条件が整う場合に限り、当該基準を適用するものとする。

- (1) 近隣の居住者その他の当該私道利用者が街路灯の設置を希望し、私道の所有権、借地権その他の権利を有する者、この全員が街路灯の設置を承諾していること。
- (2) 私道の両端が公道に接続する通り抜け形状であり、幅員が1.8メートル以上あること。
- (3) 当該私道に接する宅地以外の交通があり、公共の利用度が高いと認められること。

2 前項の基準に適合し、街路灯の設置を希望する者（以下「申請者」という。）は、私道街路灯設置申請書（第4号様式）に別表第4に掲げる図書のほか、街路灯設置希望者名簿（第5号様式）及び土地使用承諾者名簿（第6号様式）を添えて道路管理者に提出するものとする。

3 道路管理者は、街路灯設置の申請があった場合、必要な調査を実施し、設置の可否を決定、私道街路灯設置決定通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

4 街路灯の設置及びその後の維持管理に係る費用は、市が負担するものとする。

(補則)

第12条 本基準に定めるもののほか、街路灯等設置及び管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成31年1月18日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年3月31日から施行する。

2 この基準の施行日前に設置したものについては、なお従前の例による。

別表第1（第2条第5項）

緑道灯、緑地灯、公園灯
スーパー防犯灯
その他道路管理者が管理を行わない街路灯

別表第2（第9条第2項及び第4項）

案内図・位置図
平面図・断面図
現場写真
その他道路管理者が審査に必要な関係書類

別表第3（第10条第4項）

設置する街路灯の仕様及び設置構造のわかる図面
案内図・位置図
電気系統図
照度分布図

別表第4（第11条第2項）

案内図・位置図
その他道路管理者が決定に必要な関係書類